

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

三重県内で最も人口減少率・高齢化率の高い南伊勢町では、若者の町外への流出が進み、1960年の約32,000人をピークに町人口は減少し続け、2015年の国勢調査で人口は12,788人【(男5,974人、6,814人) (年少人口割合 6.7%、生産年齢人口割合 44.2%、老年人口割合 49.1%)】となっている。

主産業は一次産業で、県下一の漁獲高を誇るものの、強みであるはずの漁業を飲食料品卸売業や水産加工業などによる地域経済にうまく活用できておらず、現状を放置すると産業基盤が失われかねない状況である。

また、町内の中小企業者は、昭和60年度をピークに減少しつづけており、経営者の高齢化が進んでいるが円滑な事業承継や起業・創業などの新陳代謝が図られていないこと、人口減少等による需要縮小から地域内の業況はますます厳しくなることなどから、今後においても益々減少していくと推測されている。

このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

南伊勢町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで意欲向上につなげるため、町内事業者が作成する先端設備等導入計画の認定目標件数を3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

南伊勢町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

南伊勢町の産業は町内広域で立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

南伊勢町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。